

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月9日
【会社名】	株式会社ハピネット
【英訳名】	HAPPINET CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 苗手 一彦
【本店の所在の場所】	東京都台東区駒形二丁目4番5号
【電話番号】	03(3847)0521(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 浅津 英男
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区駒形二丁目4番5号
【電話番号】	03(3847)0521(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 浅津 英男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 102,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	100,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成22年9月9日(木)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付の申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	100,000株	102,000,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	100,000株	102,000,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,020	-	100株	平成22年9月27日(月)	-	平成22年9月28日(火)

(注) 1. 第三者割当の方式により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式の処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 払込期日までに、本自己株式処分の割当予定先との間で株式引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないこととなります。

4. 申込みの方法は、株式引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を振込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ハピネット 経営本部 経営戦略部 経営企画チーム	東京都台東区駒形二丁目4番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 浅草支店	東京都台東区駒形一丁目12番16号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
102,000,000	-	102,000,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分による差引手取概算額は、当社物流機器の仕分け設備である高速自動ピースソーターやデジタルピッキングシステムなどのメンテナンス及び大規模災害発生に備えた保管棚等の設置費用に充当する予定であります。当該物流機器は定期的にメンテナンスをしておりますが、導入から約10年経過しており、修繕が必要な状況であります。また、大規模災害発生に備え、保管棚等を連結・固定し、転倒を防止することは人命尊重、事業の早期復旧の観点からも重要であります。具体的な金額の内訳については、現時点において未定であり、支出時期については、平成23年3月期中を予定しております。

なお、調達する資金につきましては、実際の支出までは銀行口座にて管理する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本自己株式処分と同日付をもって、当社取締役会において、当社従業員及び当社子会社取締役に対してストック・オプション付与の目的で新株予約権を発行する旨の決議がなされており、当社は、関東財務局長に対し当該新株予約権の募集に関して平成22年9月9日付で「有価証券届出書」を提出しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社椿本チエイン
本店の所在地	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番3号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第100期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月30日に関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第101期第1四半期 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 平成22年8月6日に関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事・資金・取引関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

割当予定先である株式会社椿本チエインは、当社グループの物流機器の仕分け設備である高速自動ピースソーターやデジタルピッキングシステムなどの設計・製造元であり、当社は、株式会社椿本チエインが製造した物流機器等を同社代理店である椿本興業株式会社を通じて購入しております。当社の物流機器等の設計・製造にあたっては、当社と株式会社椿本チエインの間で仕様・設計等を打合せ、当社グループに最適な物流機器としてカスタマイズしております。

また、当社では、2008年12月に大規模災害発生に備え当社グループの被害影響を調査・評価するとともに、重要業務の洗い出しと復旧の優先順位を明らかにし、事業継続計画をたてるべく「災害リスク対策プロジェクト」を発足させ、当社の被害影響を調査いたしました結果、早期の事業復旧のためには被害の軽減が必要であり、2010年度において、大規模災害発生に備えた設備の再点検、補強、修繕等を実行することとなりました。

特に当社のコアコンピタンスである物流倉庫が最重要拠点との位置づけのもと、高速自動ピースソーターやデジタルピッキングシステムなどのメンテナンス及び保管棚等の設置を行うにあたり、設計・製造元である株式会社椿本チエインの協力が必要不可欠であり、本自己株式処分の割当予定先として、設計元である株式会社椿本チエインを選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

割当予定株式数である自己株式100,000株（発行済株式総数の0.83%）のすべてを割り当てる予定です。

e 株券等の保有方針

当社と上記割当予定先との間で、割当予定株式について継続保有に関する取り決めはありませんが、当社は割当予定先との間で、割当を受けた日から2年間において割当予定先が本自己株式処分により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は直近決算期末日（平成22年3月31日）及び直近第一四半期末日（平成22年6月30日）において、払込みに必要かつ十分な現金を有していることを当該会社の有価証券報告書、決算短信等から売上高、総資産、純資産、現金及び預金の状況等により確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先はその普通株式を東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場しております。また、当社は、割当予定先の倫理綱領及び割当予定先が両取引所に提出しておりますコーポレート・ガバナンスに関する報告書の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況の項目に、反社会的勢力からの不当な要求の排除が謳われていることを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、平成22年9月8日（取締役会決議日前日）の東京証券取引所における当社株式の終値であります1,020円としており、当社株式の直近の客観的な価値を示した価格として合理的であると考えております。なお、この処分価額は、東京証券取引所における本自己株式処分の取締役会決議日の前日から1ヶ月遡った期間（平成22年8月9日から平成22年9月8日まで）の終値平均値1,014円（円未満切捨て）に対しては、+0.59%のプレミアム、同日から3ヶ月遡った期間（平成22年6月9日から平成22年9月8日まで）の終値平均値である1,031円（円未満切捨て）に対しては、-1.07%のディスカウントおよび同日から6ヶ月遡った期間（平成22年3月9日から平成22年9月8日まで）の終値平均値である1,084円（円未満切捨て）に対しては、-5.90%のディスカウントとなります。これを勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものであると判断しております。

上記処分価額につきましては、監査役3名（うち社外監査役2名）は、取締役会における処分価額の決定について、取締役会決議日の前日の東京証券取引所における当社株式の終値としており、かつ、1ヶ月遡った期間、3ヶ月遡った期間及び6ヶ月遡った期間の終値平均値である価額に対し、10%以下のディスカウントとなっており、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分の対象となる株式数100,000株は、本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対して0.83%であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本自己株式処分の割当予定先との関係強化は、当社グループの企業価値の向上につながるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断します。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社バンダイナムコ ホールディングス	東京都品川区東品川四丁目5 番15号	2,941	26.42%	2,941	26.18%
いちごアセットトラスト (常任代理人香港上海銀行 東京支店)	SECOND FLOOR, COMPASS CENTRE, P.O.BOX 448, SHEDDEN ROAD, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY1-1106, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋三丁目 11番1号)	1,168	10.49%	1,168	10.40%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	757	6.80%	757	6.74%
河合 洋	東京都墨田区	600	5.39%	600	5.34%
井平 康彦	大阪府枚方市	390	3.50%	390	3.47%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(中央三 井アセット信託銀行再信託 分・株式会社三井住友銀行 退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番 11号	338	3.03%	338	3.00%
有限会社オリエント	大阪府大阪市城東区東中浜五 丁目8番16号	305	2.74%	305	2.71%
資産管理サービス信託銀行 株式会社(年金信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番 12号	285	2.56%	285	2.54%
ハピネット社員持株会	東京都台東区駒形二丁目4番 5号	214	1.92%	214	1.90%
株式会社サンリバー	東京都墨田区向島五丁目31番 2号	203	1.82%	203	1.80%
計	-	7,205	64.71%	7,205	64.14%

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年3月31日現在の株主名簿を基準にしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年3月31日現在の株主名簿を基準として本自己株式処分に係る株式数及び議決権数を加えて算出した数値を記載しております。

3. 自己株式は、上記の大株主から除外しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成22年9月9日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年9月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第42期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成22年9月9日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年6月21日に臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、河合 洋、苗手 一彦、川島 晴男、浅津 英男、藤岡 修、榎本 誠一、石垣 純一、入交 昭一郎、碓井 慎一、榎本 和友を選任する。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任された作田 隆氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任する。

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	96,216	140		(注)1	可決(98.47%)
第2号議案				(注)2	
河合 洋	95,595	715			可決(97.83%)
苗手 一彦	95,601	709			可決(97.84%)
川島 晴男	95,601	709			可決(97.84%)
浅津 英男	95,601	709			可決(97.84%)
藤岡 修	95,526	784			可決(97.76%)
榎本 誠一	95,526	784			可決(97.76%)
石垣 純一	95,516	794			可決(97.75%)
入交 昭一郎	95,618	692			可決(97.85%)
碓井 慎一	95,551	759			可決(97.79%)
榎本 和友	95,624	686			可決(97.86%)
第3号議案	96,010	347		(注)1	可決(98.26%)
第4号議案	95,847	511		(注)3	可決(98.09%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第43期 第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

株式会社ハピネット
取締役会 御中

平成21年6月22日

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 吉田 光一郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野口 康夫 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハピネットの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハピネット及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハピネットの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ハピネットが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、平成21年3月10日付けの株式取得により連結子会社となった株式会社ウイソントの財務報告に係る内部統制について、やむを得ない事情により十分な評価手続を実施できなかったとして、期末日現在の内部統制評価から除外している。これは、当該会社の規模、事業の多様性や複雑性等から、内部統制の評価には、相当の期間が必要であり、当事業年度の取締役会による決算承認までの期間に評価を完了することが困難であったことによる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月 6日

株式会社八ピネット
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 光一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野口 康夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝金 正典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社八ピネットの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八ピネット及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

株式会社ハピネット
取締役会 御中

平成22年6月21日

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 吉田 光一郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菊地 康夫 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宝金 正典 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハピネットの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハピネット及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ハピネットの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ハピネットが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

株式会社八ピネット
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 横倉 光男 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菊地 康夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝金 正典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社八ピネットの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八ピネット及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

株式会社ハピネット
取締役会 御中

平成21年 6月22日

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 光一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野口 康夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハピネットの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハピネットの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

株式会社ハピネット
取締役会 御中

平成22年 6月21日

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 光一郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 菊地 康夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝金 正典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハピネットの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハピネットの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。